

第7回横浜市難病対策地域協議会

令和6年2月6日(火) 18:30~20:30
横浜市庁舎18階 みなと4・5会議室

— 次第 —

- 1 委員紹介
- 2 特定医療費（指定難病）助成制度の申請状況について 資料1
- 3 課題に対する本市の取組について 資料2-1 資料2-2 資料2-3
- 4 災害対策分科会からの報告について 資料3-1 資料3-2

— 配付資料 —

- 【資料1】 特定医療費（指定難病）助成制度の申請状況について
- 【資料2-1】 課題に対する本市の取組について
- 【資料2-2】 個別避難計画の取組について
- 【資料2-3】 横浜市小児慢性特定疾病対策地域支援協議会及び自立支援事業の検討状況について
- 【資料3-1】 令和5年度横浜市難病対策地域協議会災害対策分科会報告

- 【別紙1】 第6回横浜市難病対策地域協議会議事録
- 【別紙2】 横浜市難病対策地域協議会設置要綱
- 【別紙3】 横浜市難病対策地域協議会運営要領

席上配付

- 【資料3-2】 日常的に医療処置を必要とし、介助を要する難病患者の
風水害時のマイタイムライン〔避難行動計画〕の一例

令和6年2月6日

横浜市難病対策地域協議会委員名簿

氏名	所属・役職
水野 千鶴	横浜市医師会常任理事
今井 富裕	かながわ難病相談・支援センター センター長 独立行政法人国立病院機構箱根病院 院長
川名 準人	せや活動ホーム太陽 前施設長 せや障がい者後見の支援室 まんまる座
岸川 忠彦	神奈川県難病団体連絡協議会 日本ALS協会神奈川県支部 支部長代理
洪 正順	横浜市旭区医師会旭区在宅医療相談室管理者
小森 哲夫	国際医療福祉大学 小田原保健医療学部 学部長
佐藤 純	横浜市介護支援専門員協議会 日吉本町地域ケアプラザ所長
富松 雅彦	神奈川県難病団体連絡協議会 副理事長 神奈川クローン病患者会 かながわCD 会長
西井 晶子	横浜国立大学市民病院患者総合サポートセンター 入退院支援・相談調整担当係長
平山 道乃	社会福祉法人恩賜財団済生会横浜市南部病院 福祉医療相談室MSW
山口 滋紀	横浜国立大学市民病院脳神経内科長
富岡 幸世	横浜市金沢区福祉保健センター高齢・障害支援課長
山崎 三七子	横浜市戸塚区福祉保健センター高齢・障害支援課長
山田 洋	横浜市健康福祉局健康推進課担当課長

(50音順、敬称略)

事務局

氏名	所属
樋田 美智子	横浜市健康福祉局健康推進担当部長
鈴木 由里子	横浜市健康福祉局健康推進課担当係長
櫻井 愛	横浜市健康福祉局健康推進課難病対策担当
町田 紀香	横浜市健康福祉局健康推進課難病対策担当

特定医療費（指定難病）助成制度の申請状況について

1 令和4年度新規受給者について

受給者数および疾患群ごとの内訳

(人)

疾患群	年齢			合計	(令和3年度) 前年度比
	0歳～39歳	40歳～64歳	65歳～		
神経・筋疾患	78 (5.2%)	353 (23.4%)	1,076 (71.4%)	1,507 (100%)	(1,399) 7.7%↑
消化器系疾患	419 (44.9%)	408 (43.7%)	107 (11.5%)	934 (100%)	(838) 11.5%↑
免疫系疾患	173 (22.0%)	338 (43.2%)	272 (34.7%)	783 (100%)	(703) 11.4%↑
その他の疾患群	258 (17.6%)	576 (39.2%)	636 (44.3%)	1,470 (100%)	(1,449) 1.5%↑
合計	928 (19.8%)	1,675 (33.2%)	2,091 (46.3%)	4,694 (100%)	(4,389) 6.9%↑

2 令和5年度 更新申請の状況について

(1) 更新申請および認定数について（令和6年1月末時点）

(人)

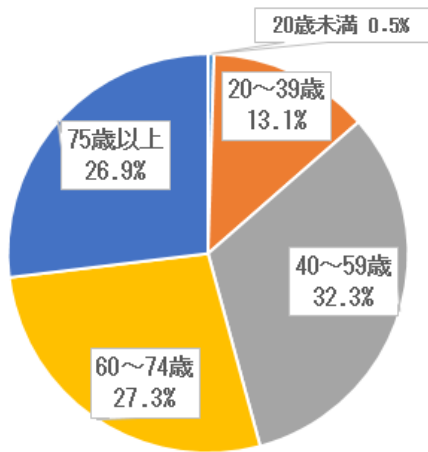
申請数	認定者数	(認定者数内訳)		不認定	保留等	(令和4年度) 認定者数 前年比
		重症度基準該当	軽症高額該当			
26,297 (100%)	25,583 (97.3%)	20,752	4,831	442 (1.7%)	272 (1.0%)	(24,293) 5.0%↑

(2) 更新申請の郵送申請件数 / 郵送比率

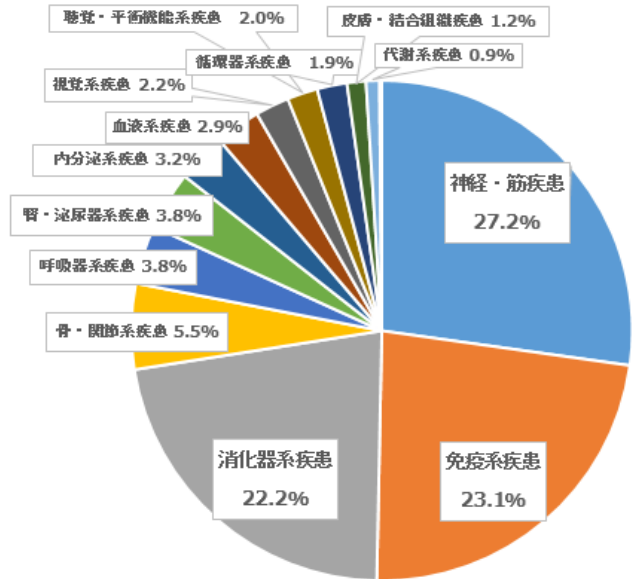


(3) 更新認定者について (25,583 人)

① 年齢層



② 疾患群

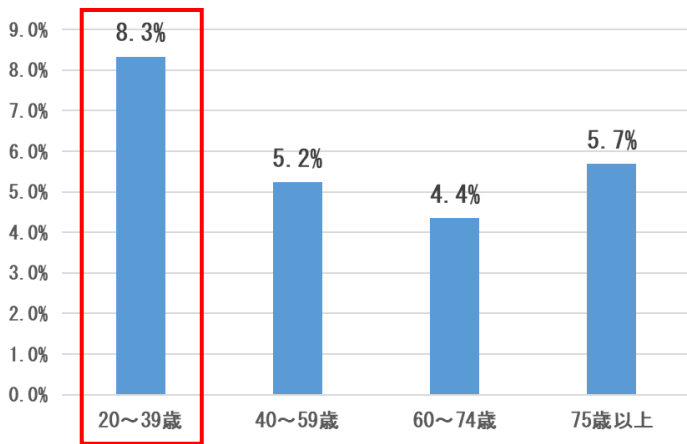


(4) 更新申請されなかった方の割合*について

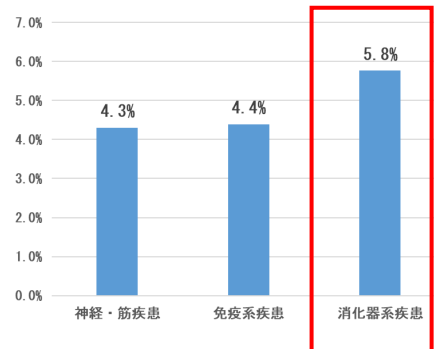
*令和5年9月30日有効期間の受給者証をお持ちの方の内、

令和5年10月31日までに更新申請されなかった方の割合（亡くなった方および転入者を除く） 全体：5.6%（1,495人）

① 年齢別



② 主な疾患群別

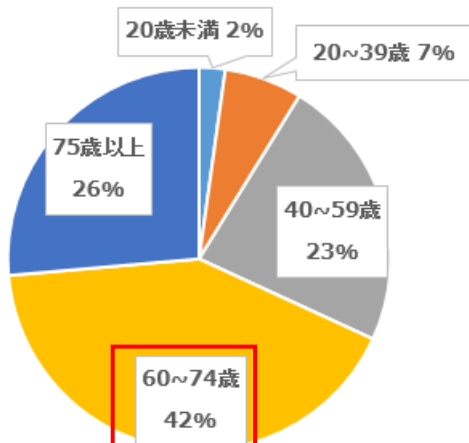


3 人工呼吸器等装着者*について（令和5年9月末日時点）

*受給者証をお持ちの方で、指定難病により

24時間人工呼吸器を装着され認定を受けている方（91人）

① 年齢層



② 疾患内訳

疾患	人数
筋萎縮性側索硬化症	53
多系統萎縮症	9
筋ジストロフィー	5
パーキンソン病	3
脊髄小脳変性症	2
脊髄性筋萎縮症	2
進行性核上性麻痺	2
重症筋無力症	2
ミトコンドリア病	2
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	2
その他	9
合計	91

課題に対する本市の取組について

令和6年2月6日
第7回横浜市難病対策地域協議会

難病の課題

◆患者の在宅療養生活

- 1 当事者の地域生活の充実と疾病理解
- 2 支援者の連携強化・疾病理解
- 3 災害対策
- 4 在宅医の確保
- 5 小児慢性特定疾患からの移行支援
- 6 就労・就学支援

◆患者・家族の地域理解

- 7 関係機関への難病対策の周知や連携

◆家族・介護者の生活の継続

- 8 介護者の休養

1 当事者の地域生活の充実と疾病理解 (情報収集・学習)

《取組状況》

■各区、講演会・交流会実施 (令和5年度上半期実績)

- ・**講演会**:16回開催 413名参加 **交流会**:44回開催 432名参加
(内、ハイブリット2回、オンライン1回、配信1回)
*来年度以降も、オンライン形式での企画あり。

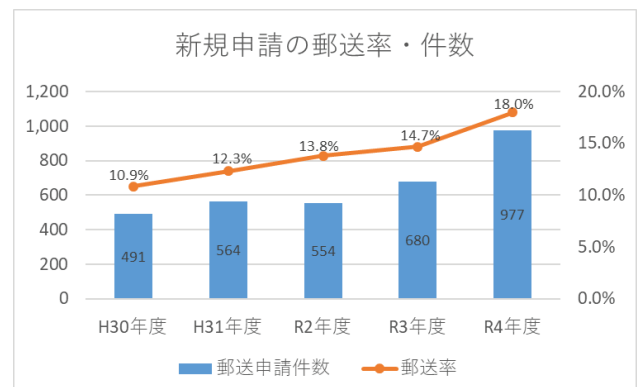
■情報提供の強化

- ・「横浜市難病対策事業のごあんない」を受給者証発送時、同封
- ・横浜市難病メールマガジンで講演会情報、更新手続き案内を配信

■新規申請者の支援強化

- ・窓口申請の方への面接
進行性で重症度の高い神経難病患者(14疾患)について、
新規申請時、原則専門職が全数窓口面接を実施し、フォロー

- ・郵送申請の方へのフォロー
14疾患の患者について、
受給者証発送時に各区に情報提供し、
電話や訪問等でフォローし状況を把握。



《今後の予定》

- ・利用者に合った様々な方法で手続きや
情報収集(横浜市公式SNSの活用等)ができるよう支援
- ・支援ニーズの高い方について、必要な支援につながるようフォロー

2 支援者の連携強化・疾病理解

7 関係機関への難病対策の周知や連携

《協議会での意見》

現場で対応している職員にとって、難病の基本的な知識を得る機会が少ない。難病についての啓発や研修の機会が少ない。

《取組状況》

- 区：新任ケアマネジャー研修（難病についての講話）
訪問看護連絡会で事例共有、地域ケア会議で難病事例の検討
- 局：ホームヘルパー研修（令和5年10月15日実施）15名参加
ケアマネジャー研修（令和6年3月19日予定）60名定員

■ 難病患者支援ケアマネジャー研修

* 難病患者地域支援対策推進事業・在宅療養支援計画策定・評価事業

（目的）

要支援難病患者に対し、個々の患者等の実態に応じ、きめ細かな支援を行うため、対象患者別の在宅療養支援計画を作成し各種サービスの適切な提供に資する

（内容）

講義：難病ケアマネジメント概論
+障害福祉サービスについて
GW：事例に沿って、支援計画作成

《今後の予定》

- ・区での様々な機会を通じて、難病に関するテーマを加えてもらう
局としては、ホームヘルパーやケアマネージャに引き続き研修を実施

(案)

**横浜市難病患者支援
ケアマネジャー研修のお知らせ**

定員
60名
先着順

難病のある人は長期の療養が必要であり、その症状は変化を続け、個別性も高いという特徴があります。その多様なニーズに合わせたケアマネジメントの取組とコツを学ぶ研修です。ぜひご参加ください。

対象 横浜市長の難病患者ケアマネジメントを担当されているケアマネジャーまたは、これから担当する予定のケアマネジャー

日時：令和6年3月19日（火） 参加費無料
受付：13時45分～ **開始**：14時00分 **終了**：17時00分
会場：ウィング横浜 5階 502/503研修室

（プログラム）
講義「難病へのケアマネジメントを考える」
国際医療福祉大学小田原保健医療学部 学部長 小森 哲夫 先生
グループワーク「難病の支援計画策定」
*その他、難病のある方が利用できる障害福祉サービス、横浜市難病患者支援事業等のご紹介もあります

難病の
ケアマネジメント
技とコツ

令和6年2月7日（水）9:00～2月29日（木）までに
WEB（電子申請システム）で申込み/先着60名（抽選）

横浜市健康福祉局健康推進課難病対策担当
TEL 045-671-4405 / FAX 045-664-5788
一般社団法人横浜市介護支援専門員協議会

3 災害対策

《取組状況》

■ 個別避難計画の作成（横浜市災害時要援護者支援事業）

※後ほど、詳しくご説明します。

■ 難病対策地域協議会 災害対策分科会

第1回：令和5年10月25日

第2回：令和5年12月5日

常時人工呼吸器等医療機器を使用し、介護を要する難病患者の風水害時の課題と対策を検討

5 小児慢性特定疾患からの移行

《本協議会での意見》

18歳～20代前半の当事者が、自分自身がどう思うのか、どうしていきたいのかを一人で決められない状況がある。自己決定を促すための自立支援強化が必要。

《取組状況》

■ 指定難病制度への移行（小児→指定難病）

19歳になった時点で、（各誕生日に応じた時期を目安に）申請できるように事前に資料を揃える等準備するよう、横浜市HP等を通じて案内

■ 小慢対策地域協議会 ※後ほど、詳しくご説明します。

R5.10.1～法改正により、設置および本協議会との連携が努力義務化

6 就労・就学支援

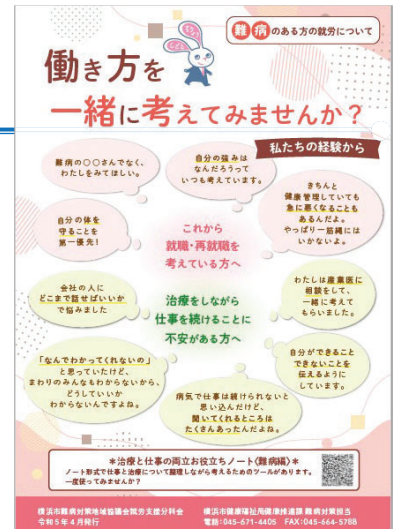
《取組状況》

■「難病のある方の就労について」チラシ（令和5年4月～周知・配布）

- 横浜市(局・区)：受給者証に同封・区窓口にて配布、HP開設
- 就労支援分科会：かながわ難病相談・支援センター、難病連、関係機関 横浜ハローワーク、障害者就労支援センター
- 医療機関：市内難病指定医在籍の病院
- 教育機関：市内パートナーシップ協定大学、**横浜市立高校(校長会)**
- 就労支援機関：仕事と治療の両立運営会議、就労支援運営連絡会、働く人の相談室

《今後の予定》

・チラシ(新規申請者の受給者証に同封等)とHPと両方の媒体を活かしながら、就労の相談窓口の情報が当事者へ届くよう周知を継続



8 介護者の休養

《協議会での意見》

近隣にレスパイト先として利用できる医療機関があることが望ましい。

■難病患者一時入院事業

《これまでの課題》

契約医療機関の所在地が東部・南部エリアに集中していた。

《取組状況》

令和4年度～「聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院」の追加

→直近5年間利用の無かった西部エリアから継続利用あり。

令和5年度～「昭和大学横浜市北部病院」の追加

《今後の予定》

市全域でレスパイトが必要な患者家族が利用につながるよう事業周知
(特に北部エリア)

令和5年度 個別避難計画の取組について (横浜市災害時要援護者支援事業)

1 個別避難計画とは

災害が起きた時、避難をする際に支援が必要な高齢者や障害者ごとに、支援する人や避難先等の情報を記載した計画で、作成には本人の同意が必要です。

【国が示すポイント】

- ・ 個別避難計画の作成が市町村の努力義務化（災害対策基本法 49 条の 14）
- ・ 福祉専門職（ケアマネジャー、計画相談員等）の協力による計画策定の推奨
- ・ 計画作成の対象者となる優先度の作成

【例：計画作成の優先度に関する 3 つのポイント】

（避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（抜粋））

- ① 地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）
- ② 対象者の心身の状況、情報取得や判断の支援が必要な程度
- ③ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

2 令和5年度の取組

昨今、大規模な風水害の発生頻度が上がっており、これまで地震対策として検討されてきたことに加え、風水害への対策も必要となっております。市内でも、河川や地形を踏まえ、そこに暮らす特に避難をする際に支援を必要とする方をどのように支援していくか検討していく必要があります。昨年度は一部地区でモデル事業を実施しました。

以上を踏まえ、本市では風水害を想定して個別避難計画の作成を進めてまいります

(1) 個別避難計画の作成方法

洪水浸水想定区域等に居住する災害時要援護者のうち、要介護度等の身体状況などから抽出し、福祉専門職等の協力により、状況確認と作成の働きかけを平行して行います。

(2) 実施地区

鶴見区、南区、保土ヶ谷区、港北区、戸塚区

(3) 対象者

次の条件をすべて満たし、個人情報等の同意確認が取れた方

- ① 洪水浸水想定区域（想定最大規模）または即時避難指示対象区域に居住する方
- ② 要介護 3、4、5 いずれかの認定を受けている方または身体障害者手帳が交付され、障害程度等級が 1 級である方
- ③ 独居等で支援者がいない方

裏面あり

④ お一人で避難所等に移動することが困難な方

<個別避難計画作成の流れ>

事業フロー	役割分担	内容
対象者抽出	横浜市	災害時要援護者名簿を基にハザード、身体、世帯状況等から対象者を抽出
対象者への同意確認	横浜市	抽出した対象者に同意確認書を送付し、計画作成の同意を取る
福祉専門職による計画の作成	福祉専門職	優先度の高い対象者から、福祉専門職により計画を作成し、横浜市に提出
計画の確認	横浜市	提出された計画の記載内容(避難経路等)を確認

横浜市小児慢性特定疾病対策地域支援協議会 及び自立支援事業の検討状況について

横浜市難病対策地域議会説明資料

令和6年2月6日

健康福祉局医療援助課

背景：改正児童福祉法

改正児童福祉法(令和5年10月施行)により、小児慢性特定疾病児童等(小慢児童等)の療養支援等が強化

▼ (小慢児童、難病患者の療養生活支援の強化として)

小慢対策地域支援協議会(小慢協議会)設置の法定化、難病対策地域協議会との連携の努力義務化

目的：健全育成を図るとともに、慢性疾患を抱えていても安心して暮らせる地域社会を実現
協議内容：▼小慢児童等の現状と課題の把握 ▼支援策・支援機関に関する情報収集及び共有
▼支援内容の検討、支援策の周知 ▼慢性疾患に対する理解促進の在り方

▼ (小慢児童等の自立支援の強化として)

▼ 地域の小慢児童等やその保護者の実態把握、課題分析、任意事業の実施・利用を促進する「**実態把握事業**」を**努力義務として追加**

▼ **現行の任意事業の実施を努力義務化**

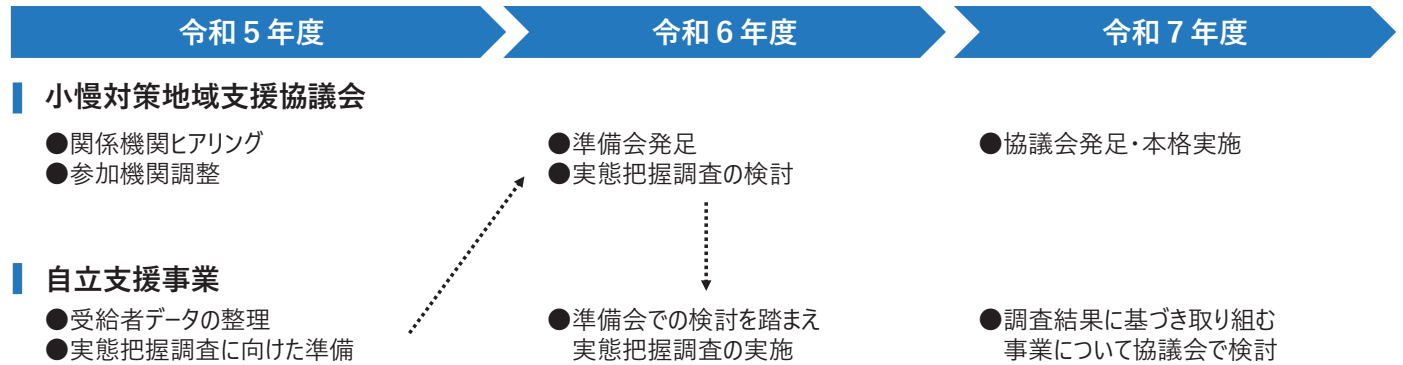
改正前 (※必須事業は県立こども医療センターへの委託にて実施中)		改正後 (令和5年10月～)	
自立支援事業	必須事業	相談支援事業	相談支援事業
		小児慢性特定疾病児童等自立支援員	小児慢性特定疾病児童等自立支援員
	任意事業	療養生活支援事業	実態把握事業【追加】
		相互交流支援事業	療養生活支援事業
		就労支援事業	相互交流支援事業
		介護者支援事業	就労支援事業
		その他の事業	介護者支援事業
		その他の事業	その他の事業

本市における小慢協議会及び自立支援事業の実施に向けたスケジュール（案）

令和5年度：医療費助成の受給者データの整理、関係機関へのヒアリング等の準備
実態把握事業のリーディングとして「横浜市小児がんに関する実態把握調査」の実施

令和6年度：協議会の準備会発足、実態把握調査の検討・実施

令和7年度：協議会を本格実施、実態把握調査の結果を踏まえた自立支援事業の検討



3

横浜市小児がんに関する実態把握調査について（1）

趣旨

小児がんの治療中や治療後の生活の実態や現状を把握し、本市の小児がん対策、小児慢性特定疾患児童等の自立支援の検討に役立てることを目的に行います。

調査対象者

小児慢性特定疾病医療受給者証の対象疾病が「悪性新生物」の方

回答者

- ① 保護者
- ② 中学生以上の場合は本人
※ 保護者の同意があれば「①保護者向け」と「②中学生以上の方向け」それぞれに回答(中学生未満は①保護者のみ)
- ③ 小児がん治療後の長期フォローアップ受診者または保護者
※ ③長期フォローアップは受診者または保護者いずれかの回答で可とします。
①～③は個別のアンケートフォームです。

案内（アンケート二次元コードつき）配布方法

小児慢性特定疾病医療受給者の保護者宛に、受給者証の送付時に案内を同封。

受給者証の送付時期は、受給者により異なるため、1年間かけて配布します。

③長期フォローアップ受診者向けに、横浜市小児がん連携病院（県立子ども医療センター、横浜市立大学附属病院、済生会横浜市南部病院）において案内

4

横浜市小児がんに関する実態把握調査について（２）

設問数

- ・中学生以上の小児がん患者 12問
- ・小児がん患者の保護者 39問
- ・小児がん治療後の長期フォローアップ受診者または保護者 38問

回答方法

- ・オンラインから横浜市電子申請システムにアクセス（協力依頼文の二次元コードまたはURLから）（日本語のみ）
- ・最終回答期限は、令和6年10月31日だが、調査票到着時から翌月末を目途に回答を依頼

スケジュール

アンケート送付期間（1年間）	令和5年10月送付～令和6年9月送付分まで （小児慢性特定疾病受給者証の送付にあわせて、順次調査）
調査期間（1年間）	令和5年10月送付～令和6年10月31日（木）
調査結果報告	令和6年度中

5

小慢協議会の構成員（案）

	準備会（令和6年度）	協議会（令和7年度～）
医療従事者	○	○
自立支援員	○	○
患者会または家族会の代表者	○	○
福祉サービス提供者	△	○
行政機関	○	○
就労支援機関		△（準備会の検討結果による）
教育関係者		△（準備会の検討結果による）

→ 神奈川県慢性疾病児童等地域支援協議会や横浜市難病対策地域協議会等と連携した実施を検討

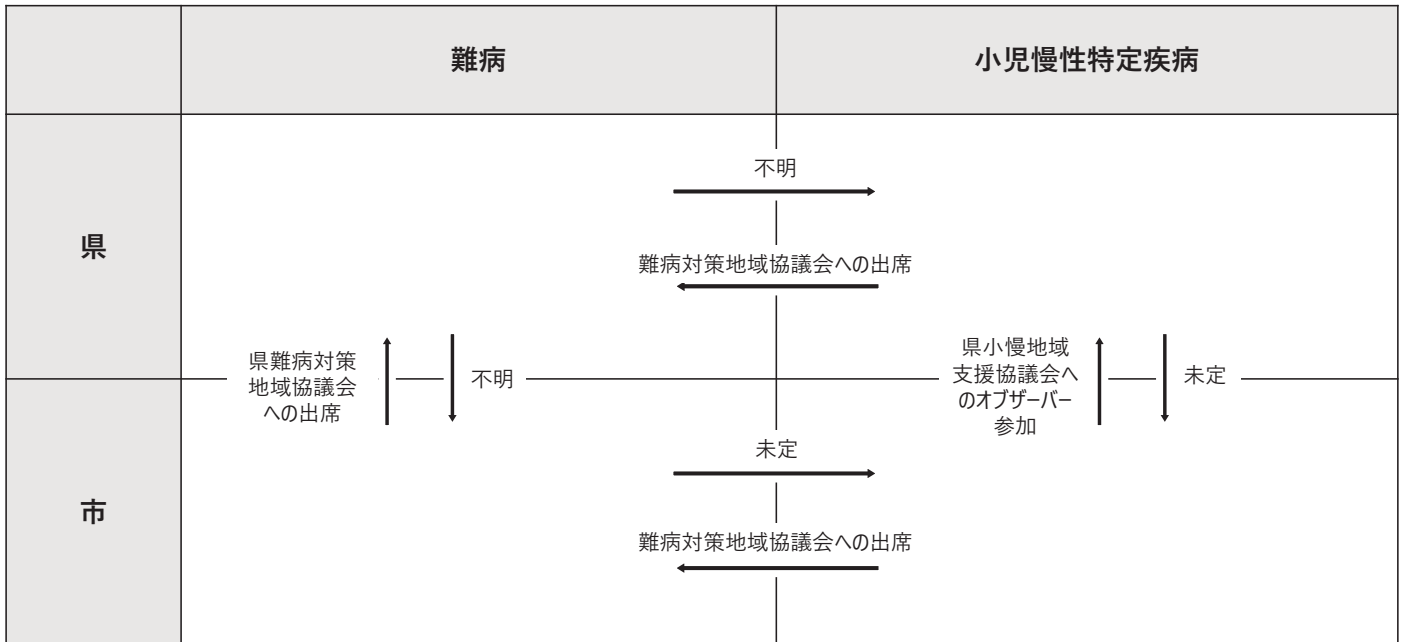
構成員の考え方

慢性疾病児童等地域支援協議会に患者会又は家族会の代表者、小児慢性特定疾病児童等やその家族、医療従事者、福祉サービスを提供する者、教育関係者、就労支援関係者、事業主等を加え、事業内容を検討し、実施するよう努める

※小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針第四の二から抜粋

6

参考：県市における難病及び小慢協議会の現在の連携状況



7

実態把握調査の概要（案）

目的

- (1) 地域の小慢児童等やその保護者の生活状況やニーズ等の実態把握
- (2) 疾病を抱えながら生活するうえでの課題の分析
- (3) (1) 及び (2) を踏まえた自立支援事業（任意事業）の実施検討

実態把握で重視するポイント

- (1) 疾病による子どもの生活や成長への影響を把握する
- (2) 児童等の生活状況によって、必要としている支援の違いを把握する
- (3) 具体化したい施策や事業の方向性に沿った課題を深堀する
- (4) 子どもや保護者が利用できている相談相手や機関を把握する

対象

横浜市に居住し、令和5年度末時点で小児慢性特定疾病の医療費助成を受けており、疾患群が「悪性新生物」以外の者約2,500名（ただし、上記のうち調査実施までに異動（市外転出、死亡）している者を除く）

- (1) 保護者
- (2) 中学生以上の場合は本人 2,500名中 約1,250名
※保護者の同意があれば「保護者向け」と「本人用」それぞれに回答

実施方法

郵送法・インターネット回答方式併用（調査票を郵送、回答は郵送又はインターネットによる） ※委託での実施

実施期間

令和6年夏以降

8

令和 5 年度横浜市難病対策地域協議会災害対策分科会報告

1 趣旨

難病患者は、疾患名や症状、身体状況、介護状況等個別性が高く、各々に災害の備えや必要な支援も異なります。今回、第 6 回難病対策地域協議会（令和 5 年 7 月 5 日開催）で、災害対策分科会の設置が承認され、医療機器使用者等日常的に医療処置を必要とし、介助を要する難病患者の災害（風水害時）対策の課題や解決策について検討しました。

2 分科会委員

- ・ 当事者（医療機器使用の難病患者）およびご家族 3 名
- ・ 支援者（在宅診療医、在宅医療相談室管理者、医療機器専門職、学識） 4 名、

3 実施状況

	日時・会場	内容	参加者数
第 1 回	10 月 25 日（水） 18 時 30 分～20 時 会場：みなとみらい 21・クリーンセンター6 階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病患者の災害対策について（検討の経緯、分科会委員の事前聞き取り、等） ・ 当事者から紹介（療養状況、災害の備えと行動、等） ・ 意見交換（在宅で必要な取組や促すための働きかけ） 	7 名 (内 Zoom 2 名)
第 2 回	12 月 5 日（火） 時間・会場：同上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病患者の風水害時のマイタイムライン（案） ・ 意見交換・まとめ 	7 名 (内 Zoom 2 名)

4 在宅難病患者を取り巻く災害対策の課題

■当事者について

- ・ 人工呼吸器等電源機器が常時必要で、加えてエアコンなど体温調整の電源も必要。
- ・ 喀痰吸引の処置を含む、介護の人手も常に必要。
- ・ 垂直避難は困難で、水平避難には車いすへの移乗介助や介護タクシー/車椅子対応車が必要。

■避難先について

- ・ 避難所には、介護ベッド、電源、医療機器、介護力が無い為、療養環境維持が困難。
- ・ 在宅避難をするか、家にとどまる事が困難な場合、避難先の選択肢は病院のみ。

■在宅避難について

- ・ 停電時に備え、人工呼吸器の外部バッテリーや発電機が必要。
- ・ その他、薬や栄養剤、水、衛生物品等の備蓄が必要。

■避難の入院（調整）について

- ・ 日頃の救急状況を考えると、大雨が予想される段階での入院依頼・調整は難しい。
- ・ 暴風雨になってからの搬送では、医療機器等の感電や故障のリスクがあるので危険。

5 意見のまとめ

風水害時、日常的に医療処置を必要とし、介助を要する難病のある方には、一人一人の状況にあった避難行動計画が必要です。診断時から、在宅療養を続けられるよう備えをする必要があります。避難の入院ができるよう医療機関とのつながりを持ち、実際に入院の機会を持つことが大切です。そのために、横浜市が関与して風水害時の避難の入院体制について骨格を示して、個別の準備を推進する姿勢を示すことが第一歩と思われます。

《当事者、家族に向けて》

- ・ 難病と診断された時から風水害時の避難行動計画（マイタイムライン）は始まっており、病状が進行していく経過に合わせて、備えを考えておく必要がある。
- ・ 既に人工呼吸器がついている方は、風水害の前に、数回、1週間位の入院をしておくことが大切。医師、外来看護師や病棟看護師、相談室ケースワーカー、臨床工学技士等に、「風水害時に入院させてもらえますか」と当事者側から聞いてみる行動を起こしてみることで、道が開ける可能性がある。
- ・ 当事者である患者さんの直接の声が一番医療従事者の心を動かす。当事者・家族が最初の声を発し、避難のための入院に向けてスタートのスイッチを押すよう行動することが重要。

《在宅支援者に向けて》

- ・ 平時から、風水害時を想定して、一人一人の状況に合わせた避難行動計画を患者・家族と一緒に考えることが大切。
- ・ 「わたしの災害対策ファイル」について知り、患者・家族と一緒に作成する機会をつくる必要がある。

《医療機関に向けて》

- ・ 「わたしの災害対策ファイル」について知ってもらい、在宅と病院が患者さんの状況を知る相互理解のツールとしてもっと活用してもらう必要がある。
- ・ 患者・家族から、風水害時の対応について相談があったら、それぞれの立場や役割に応じて、一緒に考えてもらう（特に避難の入院の調整）。相談がない場合でも、備えができていないか声をかけてもらえるとよい。

《横浜市に向けて》

- ・ 「わたしの災害対策ファイル」を在宅支援者や医療機関に周知し、活用を促進する。その際、簡便化、視覚化など改訂も必要と思われる。
- ・ 風水害時に患者・家族、在宅支援者、医療機関が、在宅から避難のための安全な行動がとれるようにするために、行政の役割は大きい。とくに、避難の入院については、事前の仕組みづくりをしておく必要がある。